



人吉市公告第104号

人吉市普通財産公売公告

人吉市普通財産の売払いについて、次のとおり条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び人吉市契約規則（昭和39年規則第4号）第11条の規定により次のとおり公告する。

令和7年9月1日

人吉市長 松岡 隼人



1 条件付き一般競争入札に付する物件

所在地	地目	地積
人吉市寺町21番21	宅地	200.23㎡

2 一般競争入札参加者は、次の項目に該当しない者であること。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 市税に滞納がある者
- (3) 地方自治法施行令167条の4第2項に該当する者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者
- (5) 当該入札事務に従事する人吉市の職員

3 入札参加申込受付及び方法

(1) 受付期間

令和7年9月1日（月）～令和7年9月22日（月）

（土曜日・日曜日及び祝日を除く）午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

- ・人吉市総務部行財政改革課施設マネジメント係
（人吉市西間下町字永溝7番地1）

(3) 必要書類

個人の場合	法人の場合
入札参加申込書・誓約書・印鑑証明書 身分証明書（市町村の発行する証明書） 市区町村税に滞納がない証明書 共有申込みの場合、共有者全員分の上記資料と代表者選任届 外国人の方は外国人登録原票記載事項証明書	入札参加申込書・誓約書・印鑑証明書 法人登記簿謄本 市区町村税に滞納がない証明書 （人吉市に本店・支店がない場合は本店所在地の市区町村が発行するもの）

（注）提出された申請書類は返却しません。

(4) 提出方法

上記の書類を用意の上、申込受付期間内に人吉市総務部行財政改革課施設マネジメント係に持参又は申込受付期間内に必着となるように簡易書留により郵送してください。

(5) 資格審査、決定通知等

入札参加申請書受付後、受付番号を付した申込書のコピーを受付書としてお渡し又は郵送しますので、入札の受付の際にお持ちください。

なお、郵送が間に合わないと判断される場合には電話で連絡をします。

4 契約条項を示す場所

熊本県人吉市西間下町字永溝 7 番地 1

人吉市役所総務部行財政改革課施設マネジメント係

5 入札及び開札の日時並びに場所

項 目	期 日	場 所
入札の受付	令和 7 年 9 月 3 0 日 (火) 午前 1 0 時から午前 1 0 時 5 0 分	人吉市役所本庁舎 4 階 委員会室 1
入札・開札	令和 7 年 9 月 3 0 日 (火) 午前 1 1 時から (入札締切り後直ちに開札)	人吉市役所本庁舎 4 階 委員会室 1

6 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加される方は、入札日の午前 9 時から午前 1 0 時 3 0 分までに本庁舎 3 階行財政改革課施設マネジメント係窓口で納付書を受領し、本庁舎 1 階肥後銀行人吉支店派出所（会計課）で納付してください。
- (2) 納付後は、入札書提出時に、領収印のある領収書を入札書と一緒に封筒に入れて提出してください。
- (3) 入札保証金の金額は、入札者が見積る金額の 1 0 0 分の 5 以上となっていますが、1 回目の入札で落札しない場合には、再度入札を行いますので、再度入札を見越した上で必要な金額を最初から納付するようにしてください。
- (4) 入札会場での現金による入札保証金の追加納付はできません（入札保証金の額が入札金額の 1 0 0 分の 5 以上の額に達しない入札は、無効となります。）。
- (5) 落札者の入札保証金は、売買契約締結時までお返しできませんが、落札者以外の方には、入札後、お返しをする手続きを取ります。（入札保証金の還付には一定期間を要します。）
- (6) 入札参加者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息について、支払いを請求することはできません。
- (7) 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、入札申込みができない者であることが判明し、その入札が無効となったとき等を含む。）は、入札保証金は違約金となり、返金いたしません。

7 無効入札に関する事項

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 入札参加申込をしなかった者がした入札
- (3) 1人で1度に2通以上の入札書を提出した場合は、その全部の入札
- (4) 入札保証金を納付しない者、又は入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない者が行った入札
- (5) 代理人で代理権の確認を受けていない代理人がした入札
- (6) 1物件につき、1人で他人の代理人も兼ねて参加した者の入札又は1人で2人以上の代理人をした者の入札
- (7) 入札書の金額を訂正した入札
- (8) 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては商号名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が誤字、脱字等により意思確認が不明瞭なため、識別しがたいもの
- (9) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと人吉市の職員が認める場合における全部の入札
- (10) 入札にあたり他人を脅迫し、その他不正の行為があった者の入札
- (11) 再度入札にあたり、直前の入札の最高価格以下の入札
- (12) 入札に関し、人吉市の担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 前各号に掲げるもののほか「入札案内書」及び「入札心得書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

8 落札者の決定

- (1) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ア 有効な入札を行った者のうち、人吉市の定める最低売却価格以上で、かつ最高の価格を持って入札した者を落札者とします。
 - イ 前号に該当する者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。この場合、入札者は「くじ」を辞退することはできません。
- (2) 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者がいないときは、最高入札金額を入札者にお知らせします。

9 契約の締結

- (1) 落札者に対しては、入札日の落札者決定後、直ちに契約手続の説明を行い、必要な書類を交付いたします。
- (2) 落札者は、令和7年10月6日までに人吉市と市有地売買契約書により売買契約を締結しなければなりません。売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。
- (3) 落札者が期限までに契約を締結しない時は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は、違約金となりますので、お返しいたしません。

- (4) 契約を締結する際には、売買代金の100分の10以上を契約保証金としてお支払いいただきます。

なお、入札保証金は契約保証金に充当することができます。その場合は、差額をお支払いください。

- (5) 売買契約書（人吉市保管用のもの1部）に添付する収入印紙など、契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

10 その他注意事項

- (1) 物件の引渡しは、原状のまま行いますので、必ず事前に現地の確認をしてください。
- (2) 建物を建築するに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び県・市条例により指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、前もって関係機関に御相談のうえ、了解しておいてください。
- (3) 売買契約締結時から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰することのできない理由により、売買物件の滅失、き損が生じたときは、その損害は落札者の負担となります。
- (4) 落札者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- (5) 落札物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。
- (6) その他定めのない事項については、人吉市契約規則（昭和39年人吉市規則第4号）その他関係法令等及び別紙入札案内書の定めるところによります。